



住宅改修に伴う



固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で各 **主な要件** に該当する改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。工事完了後3ヵ月以内に減額申請を行ってください。

バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が**3分の1**減額されます。(1戸あたり100平方メートル相当分まで)

主な要件

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住する住宅
- ⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑦改修工事に要した費用のうち自己負担分が50万円を超えるもの

耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**2分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120平方メートル相当分まで)

主な要件

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修工事に要した費用が50万円を超えるもの

省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**3分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120平方メートル相当分まで)

主な要件

- ①平成26年4月1日以前に建築された住宅
- ②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑥改修工事に要した費用のうち自己負担分が60万円を超えるもの

申請・問 市税務課 固定資産税担当(市役所1階)

☎32・2115/FAX33・3401

✉ koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



国勢調査の回答はお済みですか？

回答は10月8日(水)までによろしくお願いします



- 国勢調査は、令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
- 9月下旬頃から、調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類をお配りしています。
- 回答は、10月8日までに、スマートフォンやパソコンから、かんたん便利なインターネットでお願いします(郵送も可能です)。
- スマホからの回答は、2次元コードを読み取ることで簡単にログインできます。IDやパスワード(アクセスキー)の入力は不要です。
- 10月8日までに回答が確認できない場合は、調査員が調査票の回収に伺います。
- 国勢調査の結果は、国や地方公共団体だけではなく子育て支援への利用、防災対策への利用、企業等での利用など、わたしたちの身近な暮らしに使われています。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合(5人以上の世帯など)は、市国勢調査実施本部(☎32・3803)へご連絡ください。

- ・ 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- ・ 回答いただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。
- ・ 調査票は、外部にもれないように厳重に管理し、集計が完了した後には完全に溶解します。

国勢調査については、「国勢調査2025キャンペーンサイト」をご覧ください

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

